

熊本県有明海区漁業調整委員会

第534回議事録

令和8年（2026年）3月13日開催

第534回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和8年(2026年)3月13日(金)午前10時から

開催場所 熊本県庁防災センター 3階 312会議室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 浜口多美雄 藤森隆美 西川幸一 廣田義治
小森田智大 木村武志 佐小田眞智子

(欠席委員) 八塚夏樹

(水産振興課) 課長補佐 大塚徹 参事 佐藤陽 技師 寺嶋卓海

(熊本県漁連) 指導部長 内田誠

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣 主幹 宗達郎 参事 徳留剛彦

議 事

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針の改正について(諮問)

第3号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」に関する令和8管理年度における知事管理区分に配分する数量について(諮問)

(2) 報告

ア 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第534回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第534回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

本日は第3号議案まで予定しているので慎重審議のほどよろしくお願いたします。それでは、ただ今から第534回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議長

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は浜口委員と廣田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから11ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、かに網漁業、かにかご漁業、ばいかご漁業及びその他のかご漁業です。許可の有効期間満了に伴う許可は、かに網漁業及び建網漁業です。

最初に新規の許可のかに網漁業についてです。スライド3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。かに網漁業ではスライド3番の右図のような漁具を海底に固定し、移動してくるかにを網でからめとり漁獲します。有明海と不知火海で営まれており、漁業時期は5月から11月となっています。操業区域は、スライド4番で着色している有共第8号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以上です。

次に、かにかご漁業についてです。スライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。名称のとおり、かごによりかにを漁獲

する漁法です。主に有明海で行われており、漁業時期は8月1日から12月31日までとなっています。操業区域は、スライド5番で着色している有共第8号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は2隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については以上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライド7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。ばいかご漁業ではスライド7番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海や不知火海で操業されています。操業区域は、スライド8番で着色している有共第1号共同漁業権漁場内及び有共第4号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数はそれぞれの共同漁業権漁場内で各1隻の合計2隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料4ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については以上です。

最後にその他のかご漁業についてです。スライド9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。その他のかご漁業ではスライド9番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっており、有明海、不知火海、天草海で操業されています。操業区域は、スライド10番で着色している有共第1号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料5ページに記載のとおりとなっています。その他かご漁業については以上です。

つづきまして、許可の有効期間満了に伴うかに網漁業及び建網漁業についてご説明します。

まず、かに網漁業についてです。スライド11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。漁法、主たる漁獲物、漁業時期及び主な漁場については新規の許可の時にご説明したため省略します。制限措置は、資料6ページから9ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の共同漁業権漁場が2件、単独と有共第21号共同漁業権漁場との組み合わせが8件、そして、複数の共同漁業権漁場と有共第21号共同漁業権漁場との組み合わせが6件となっており、各共同漁業権の位置につきましては、スライド12番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で81隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料6ページから9ページに

ので、予定隻数が多い場合予定数に満たないこともある状況でございます。

木村委員 新規の方は、新たに漁業を始められた方ではなくて、他に漁業をやっている新たな漁法をやってみたいといった方が多いのですか。

水産振興課 傾向としてはそういった状況になっております。

議長 他にございませんか。

委員 ありません。

議長 それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」の諮問です。水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課資源栽培班です。
第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」、諮問させていただきます。着座にて、説明させていただきます。

13ページをご覧ください。今回の諮問内容は、熊本県の資源管理の方向性を規定した「資源管理方針」の改正ですが、改正の内容としては資料上段に記載のとおり、漁業法・水産流通適正化法の改正に伴うくろまぐろ（大型魚）の報告期日の変更についてです。

次に、くろまぐろ（大型魚）の報告期日の改正についてご説明いたします。本県で漁獲している太平洋くろまぐろについては、国際機関であるWCPFCにおいて厳格な漁獲管理が実施されてきており、30kg未満の小型魚と、30kg以上の大型魚に分割の上で、全都道府県、大臣許可漁業で数量明示による管理が実施されています。

このように漁獲量による管理が行われてきた中、1ポツ目に記載のとおり、令和4年以降、一部の県、大臣許可漁業においてTACの未報告の漁獲が確認されたことを受け、特に個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについてはこれまで以上に厳格な管理を行う必要があると認められたところですが、そこで、国は令和6年に漁業法及び水産流通適正化法の改正を行い、TAC管理を行う特定水産

資源のうち、資源管理に関する国際的な枠組等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして、「特別管理特定水産資源」という枠組みを新設し、くろまぐろ（大型魚）が指定されることとなりました。

この指定により、くろまぐろ（大型魚）については水産流通適正化法に基づく情報伝達等の義務付けのほか、中段に記載の表にあるとおり、漁業法に基づく採捕者のTAC報告においても、これまで採捕した翌月10日までであった報告期日が、水揚げ後3営業日以内となるほか、TAC報告事項の追加や記録の作成・保存義務が新設されることとなっております。3ポツ目になりますが、本改正は令和8年4月1日に施行されることとなっているため、県方針にある漁獲量の報告期限について改正する必要があります。4ポツ目に記載のとおり、改正する内容としては、県方針別紙1-4に規定されるくろまぐろ（大型魚）の報告期日を3営業日以内に変更するほか、方針第6に特別管理特定水産資源の報告に係る条項を追加するものです。

資料14ページの新旧対象表をご覧ください。資料の左側が改正案、右側が現行規定となります。このうち、中段にある第6の記載に法26条第2項及び法第30条第2項の規定を追加しておりますが、この規定が、先に御説明いたしました特別管理特定水産資源の報告に係る条項となります。

続いて、資料15ページをご覧ください。本ページにおいては、別紙1-3に規定されるくろまぐろ（小型魚）別紙1-4に規定されるくろまぐろ（大型魚）について記載しております。くろまぐろ（小型魚）についても報告期日に修正箇所がありますが、これは報告期日の算定に当たっては行政期間の休日を含めないことを明示するものとなっております。

次に、資料16ページをご覧ください。くろまぐろ（大型魚）の改正箇所は、報告期限が陸揚した日の翌月10日まで、又は、漁獲が積みあがった際に知事が公表した日以降、陸揚後3日以内だったものを、陸揚後3営業日以内に変更するものです。

以上が法改正に伴う県方針の改正内容となります。

なお、今回の報告期日の短縮については、くろまぐろ（大型魚）のみが対象で、くろまぐろ（小型魚）をはじめとした他のTAC魚種においては、4月以降も従来通りの報告が続けられることとなっております。

また、今回ご説明いたしました採捕者のTAC報告関係手続の変更については、令和7年12月に全沿海漁協に周知文を送付させていただき、加えて、くろまぐろの主たる漁獲漁協・支所である天草漁協天草町支所及び天草漁協牛深総合支所へは、別途口頭説明を行っている旨、ご報告いたします。

また、法改正に伴うくろまぐろの記載の更新に合わせ、資料17ページにあります資源管理方針第1に記載の統計値についても、時点更新をさせていただきたく考えております旨、補足いたします。

説明が長くなり恐縮ですが、以上で説明を終わります。

なお、今回の資源管理方針（案）につきまして、国の承認を受ける必要があり、その際に生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等について、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

木村委員

はい。

議長

木村委員。

木村委員

資料の23ページのところですが、クロマグロの小型魚のところには赤字が入っておりますが、小型魚はこれまでどおりとのことだったのですが、変更があるのですか。

水産振興課

水産振興課です。こちらの記載については、赤字の部分が、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日を含めないことを明示しているものです。本来であれば現行規定において、記載しておくべきものでありましたが、記載が漏れていたこともありましたので、追加させていただくものになります。具体の報告期日等についてはこれまでどおりとなりますので、よろしく申し上げます。

議長

他にございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「する

めいか」に関する令和8管理年度における知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

はい、水産振興課資源栽培班です。

第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」に関する令和8管理年度における知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の45ページをご覧ください。漁業法に基づく「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料と、知事管理漁獲可能量の配分について載せております。本資料については本委員会でこれまでご説明させていただきましたので詳細の説明は割愛させていただきますが、下段のフロー図にありますように、①で国が配分した都道府県別漁獲可能量を知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で②のとおり知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する必要があります。

続いて、するめいかの配分についてご説明いたします。資料46ページをご覧ください。上段①にあるとおり、令和8年4月1日から開始するするめいかの令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量の通知が国からあり、熊本県の配分量は「現行水準」、目安数量は「10トン未満」とされています。都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の80%を構成する漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされません。熊本県の漁獲実績は全体の80%には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という配分がされました。配分量が「現行水準」の場合は、資料下段、配分割合にあるとおり、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和8管理年度における「するめいか」の知事管理区分への配分量は「現行水準」としたいと考えます。

以上、令和8管理年度におけるするめいかの知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

他にございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、他に無いようですので、第3号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。次は報告です。「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしく申し上げます。漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について報告させていただきます。資料は47ページからになります。着座にて説明させていただきます。

48ページをご覧ください。(1)資源管理状況等の報告の義務化について、令和2年12月1日から施行された漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項に基づき、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法第90条第2項及び同規則第28条第3項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられました。

今回は、令和6年度の海面漁業権を有する漁業権者の漁場の行使実態について、委員会へ報告するものです。

2 報告方法ですが、昨年7月に報告の提出を各漁業権者に依頼しました。報告の対象期間は各漁協の事業年度又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。報告する内容は、資料の50ページの【参考】の報告様式に記載している項目についてとなります。48ページにお戻りいただき、(3)の漁業権の適切かつ有効の判断及び報告に関する意見については、各漁業権者からの報告に基づき、漁場を適切かつ有効に活用されているかを判断することになりますが、これは、法令集のピンクの付箋2ページに記載しております、国のガイドラインのチェックシートに基づき実施しております。

それでは結果の概要をご説明します。49ページをご覧ください。有明海区の共同漁業権は、有共第1号から有共第21号までの合計21件があり、(1)の資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守、漁場監視の取組、あさり、はまぐり漁業等の禁漁やサイズ制限の取組のほか、あさりの増殖、稚魚の放流、海底耕うん、流木等海洋ごみの回収等、資源の増殖や漁場環境の改善の取組について報告がありました。(2)の漁場の活用状況では、第1種共同漁業、これは定着性の

水産動植物を共同で営む漁業ですが、あさり、はまぐり、あなじゃこ、たこ等が漁獲されていましたが、資源量減少等の理由で漁獲がない漁業種類がありました。第2種及び第3種共同漁業は、定置網の一種である、雑魚ます網（つぼ網）、あみ張網漁業等で漁獲がありましたが、第1種共同漁業と同様、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業種類がありました。（3）の判断結果と報告に係る事項に関する意見ですが、食害生物の除去や種苗放流等により資源回復を図るなど、資源管理及び漁場管理が行われていることから、適切かつ有効に活用されていると判断しました。

次に区画漁業権について報告します。（1）の漁業種類は、のり支柱式養殖業やのり浮流し養殖業等の第1種区画漁業と、あさり・はまぐり養殖業等の第3種区画漁業が、合計49件あります。（2）の資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、のり養殖については、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく養殖生産を実施されていることが報告されました。（3）の漁場の活用状況については、ほとんどの漁場で養殖が適切に行われていましたが、一部の漁場で利用実績のないものがありました。（4）の判断結果と報告に係る事項に関する意見ですが、利用実績のなかった漁業権については、のり色落ちや地形の変化により利用されなかったという合理的な理由であり、当該漁業権については、適切かつ有効に活用されていると判断しました。

なお、利用実績のない漁場については、引き続き適正な制度運用について各漁業権者に指導してまいります。

漁業法第90条に係る資源管理状況等の報告については、以上になります。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

ありません。

議長

他に何かございませんか。

委員

ありません。

議長

他に無いようですので、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」の報告は終わります。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

藤森委員 お尋ねですけど。先日、東京の川に上がってきたマグロを、獲って食べたというニュースを見ましたが、これは漁獲枠に入りますか。

水産振興課 水産振興課です。そのニュースについてですが、おそらく漁業者の方が営利目的をもって獲られたというのではなく、一般の方が獲られたものかと思えます。この場合、遊漁の中の管理ということになりますので、各都道府県に配分される漁獲枠には含まれないこととなります。

藤森委員 マグロはあくまでも海の生物だから、普通川にいるはずはありません。これを遊漁として認めた場合、白川や菊池川の河口のはまぐりの問題に関わってきます。

木村委員 資源管理の対象をどこの漁業権に認めているかということですね。そこらへんはいかがでしょうか。

水産振興課 T A C管理としてのご質問ということで回答させていただきました。そういった事例はあまりありませんので、詳細に確認してから回答させていただきます。

藤森委員 1匹であったから良かったけど3匹とか入ったら大変だとも思います。くじらが打ちあがった場合、海に返すか埋める必要があります、食用にはできなかったと思います。以前、天草の五和でいわしが大量に変死しました。他にも、橘湾や北海道でもありました。そういった時に何も関係なしに獲って食べていいのかという問題もあるかと思いますが、やっぱり漁業権が絡んでくると思います。海区漁業調整委員会は法律を守らせようとする立場であるため、明確に判断したいため報告してほしいと思います。

木村委員 徒手採捕は自由漁業ですよ。

事務局 事務局です。例えば、港の中にいわしが入ってきて、網で獲る分には遊漁者も採捕可能です。この前のいわしが大量に押し寄せてきた場合には、死んだ状態で浮いてたりとかしていますので、それは皆さんあまり食べなかったと思いますが、普通に港の中であまりないかと思いますが、網で獲るのは遊漁者が使える漁具になっております。

藤森委員 わかります。それと、私が言っていることは違います。川には漁業

権がないわけですので。お願いします。

議長 いいですか。

藤森委員 はい。

議長 他にございませんか。

委員 ありません。

議長 事務局からありませんか。

事務局 事務局です。2点あります。まず、前回の委員会で会長からご依頼のありました、佐賀県籍のげんしき網漁業の漁獲実績についてご報告いたします。過去5年間の実績を確認したところ、令和3～4年度に漁獲が報告されましたが、令和5年度以降は不漁等の理由により、漁獲がないことを確認しております。本県としましては、引き続き漁獲実績の報告を求めていくとともに、操業状況に注視し、許可が不要な場合は返納を促すよう佐賀県と情報共有してまいります。

2点目です。委員会終了後に委員の皆様の親睦会費のことと慶弔規定のことについてご説明したいことがありますので、少しお時間をいただきます。以上でございます

議長 他になければ、これで第534回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。